



「被扶養者資格確認調査」に ご協力ありがとうございました

～扶養状況に変更があれば届出を！～



扶養手当の支給対象者になっていない被扶養者の方を対象に実施しました『被扶養者資格確認調査』にご協力いただきありがとうございました。

調査の結果、調査対象者1974名中136名が、被扶養者資格認定取り消しとなりました。認定取り消し事由のほとんどは、「収入額が認定限度額を超えていたことによるもの」また「就職により他の医療保険（社会保険等）に加入されていたことによるもの」です。

このため、組合員のみなさまが、ご家族（被扶養者）の方々の収入状況をいつも正確に把握し、被扶養者資格認定要件に該当しなくなった場合は、勤務先の共済事務ご担当者の方を通じて、早急に取り消し手続きをおこなっていただきますようお願いいたします。（遡及して認定取り消しをした場合、その間に医療機関で受診した医療費等は返還請求いただくことになります。）

来年度の調査にも調査該当被扶養者の方の収入に応じて、「確定申告書（収支内訳書等含む）の写し」、「直近の年金改定通知書・年金振込通知書等の写し」、「給与支給明細書等の写し」等々が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

今後もお協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【被扶養者資格認定限度額について】

認定限度額は、年額130万円未満です。ただし、障害を支給事由とする年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者については180万円未満です。

本組合被扶養者認定要綱等の一部見直しについて

被扶養者認定につきましては、現在他の組合等の取り扱いを参酌し、全国の取扱いを基準として、本組合被扶養者認定要綱及び同要綱の取扱い基準の一部を見直し、平成25年4月1日改正を目途として作業を行っております。

なお、見直しの内容や詳細につきましては、随時お知らせいたします。